質問に対する回答について

工事名）東北自動車道　仙台宮城インターチェンジDランプ橋工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回　　答
1	様式6-2　参考見積書（工事）について 番号13　照明施設設置撤去工 番号14　ケーブル施設移設工 の金額を算出するにあたり、仕様、数量等詳細が記載された資料がございません。 ご提示ください。	特記仕様書の記載内容及び参考図にある「ケーブル設備　配置図」を参考に、「設計・施工に関する基本条件書」に基づき計画してください。
2	高速道路本線、ランプに近接する作業　について車線規制をおこなわなければならないルールをご教示ください。 （たとえば、道路からの離隔、高所作業および掘削における影響範囲等）	「設計・施工に関する基本条件書」に基づき、貴社で各種工事における車線規制の必要性をご判断のうえ、計画してください。
3	折立橋P2、P1橋脚付近での地下水位　について情報がございましたら、ご教示ください。	地下水位の情報は、本工事の実施設計で実施する調査ボーリングで把握しますので、提示できる情報はございません。
4	既設 D ランプ A1 橋台およびランプの撤去作業について 設計・施工に関する基本条件書 P.3　施工条件施工方法に“工事用車両がインターチェンジループ内の敷地に侵入する際はランプから進入するものとし、高速道路本線下り線および仙台宮城 IC D ランプからは進入してはならない。”とありますが、既設 A1 橋台等の撤去作業においても適用されるのでしょうか。 ご教示ください。	既設Dランプ A1 橋台およびランプの撤去作業についても「設計・施工に関する基本条件書」が適用されます。 ここでの記載は、高速道路本線下り線および仙台宮城 IC の D ランプから直接インターチェンジループ内の敷地に進入できないことを示しています。本線下り線の走行車線規制を設置することで、その走行車線規制からインターチェンジループ内の敷地に進入することは可能です。
5	入札説明書 p.4　3-1 競争参加資格　③工事種別ごとの施工内容　について “提案する予定の道路構造物が、記 2-1⑵②に記載の道路構造物に該当しない場合は、申請前に記 5-2 に基づき質問を行うこと” とありますが、構造物の種類等が異なる場合に質問をおこなうものであり、数量が異なる場合に質問をおこなうものではないとの解釈でよろしいでしょうか。	その通りです。